所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球環境の保全及び再生に資するため、環境負荷の低減に配慮した持続的な農業を営むものに対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業等）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の種目、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものであって農業経営体（個人経営体、家族経営体又は組織経営体をいう。）の代表者であるもの（以下「代表者」という。）又は代表者で構成されている農業者団体（農業を行う者で組織される団体であって、規約等によって運営されているものをいう。以下「農業者団体」という。）とする。

（１）　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者（法人にあっては、主たる事務所等が市内に所在している者とする。）

（２）　市内において出荷・販売を目的に農産物を栽培するもの

（３）　市内の農地について権原のあるもの

２　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすもの（農業者団体にあっては、当該団体を構成する代表者を含む。）が、次の各号に該当するときは、補助対象としない。

（１）　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団に関係するもの

（２）　市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第３条に掲げる税目をいう。）の滞納があるもの

（補助金の申請等）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、別表に掲げる種目ごとに、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に市長が必要と

認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

２　前項に規定する申請は、別表に掲げる有機ＪＡＳ認証（日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に基づく登録認証機関が、有機農産物の日本農林規格（令和４年農林水産省告示第1473号）に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。以下同じ。）取得推進事業については、１代表者につき１年度に１回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書（様式第２号）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

３　市長は、第１項の規定に基づき補助金を交付しないものと決定したときは、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、同年３月３１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和13年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第２条、第４条関係）

種目	補助対象経費	補助率等
環境にやさしい農業資材活用推進事業	農業での使用を目的とする資材で、次に掲げるものの購入費	１　２分の１以内 ２　補助の額は、１代表者当たり１年度に60,000円

	⑴　生分解性マルチフィルム（生分解性プラマーク（グリーンプラマークを含む。）を取得したもの又は古紙に由来するものに限る。） ⑵　緑肥作物種子 ⑶　フェロモン剤（交信撹乱剤を含む。）又はフェロモントラップ用資材 ⑷　堆肥（混合堆肥複合肥料を含む。） ⑸　炭 ⑹　防虫ネット ⑺　防鳥カイト ⑻　光利用技術を活用した病害虫防除資材 ⑼　有機農産物のＪＡＳ適合性評価済み資材	を限度とする。
有機ＪＡＳ認証取得推進事業	有機ＪＡＳ認証取得又は更新に係る次に掲げる経費（振込手数料、郵送料、申請書式集費用、登録認証機関年会費及び認証シール発行に係る経費を除く。） ⑴　講習会等の受講料 ⑵　申請料 ⑶　確認料 ⑷　検査料	１　２分の１以内 ２　補助の額は、１代表者当たり100,000円を限度とする。

	⑸　検査員の交通費又は宿泊費	

備考

1　補助対象経費に係る資材について、第三者に譲渡又は販売を行わないこととする。

2　補助対象経費に係る資材について、中古品として購入したものは、対象外とする。

様式第１号

様式第１号

所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）所沢市長

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

連　　絡　　先

所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり申請（請求）します。なお、申請に当たり次の事項に同意します。

□市税の納付状況その他補助金の交付決定に必要な事項について、市が確認すること又は関係機関等に調査し、報告を求めること。

□予算額が満額に達した場合又は既交付額と合算して補助上限額を超過する場合に、市が今回の申請額から減額して交付すること。

記

１　種目（該当する番号等に○）

⑴　環境にやさしい農業資材活用推進事業

⑵　有機ＪＡＳ認証取得推進事業

2　事業内容（環境にやさしい農業資材活用推進事業のみ記載）

活用資材※以下当てはまるものに☑	面積（ａ）	主作物	実施場所（圃場地番）
□生分解性マルチフィルム □緑肥作物種子 □フェロモン剤等 □堆肥 □炭 □防虫ネット □防鳥カイト □光利用技術を活用した病害虫防除資材 □有機農産物のＪＡＳ適合性評価済み資材			

3　申請額

①補助対象経費内容	②金額単価（円）	③購入個数等	④金額　（②×③）（円）
⑤小計		（円）	
⑥消費税額		（円）	
⑦合計（⑤－⑥）		（円）	
⑧補助金交付申請額		（円）	

備考　⑧補助金交付申請額は、別表の補助率等の欄に掲げる１代表者当たり申請額の２分の１又は各限度額のうちいずれか少ない額（１００円未満切捨て）とする。

4　添付書類

⑴　領収書

⑵　明細書の写し（領収書に明細の記載がある場合を除く。）

⑶　通帳又はキャッシュカードの写し

⑷　構成員名簿、規約等の写し及び個人別明細書（農業者団体の場合）

⑸　当該年度に登録認証機関（農林水産大臣認可）から交付された有機ＪＡＳ認定証の写し（有機ＪＡＳ認証取得推進事業の場合）

様式第２号

様式第２号

所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付決定通知書兼振込通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

所沢市長　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金の交付については、審査の結果、下記のとおり決定したので、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付要綱第５条第２項の規定により通知します。
なお、補助金は、指定された金融機関口座に振り込みますので、併せて通知します。

記

1　交付対象種目

2　交付決定額　　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　交付予定日　　　　　　年　　月　　日

4　既交付額

5　備考

様式第３号
様式第３号

所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金不交付決定通知書

第　　　　号
年　　月　　日

様

所沢市長　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金の交付については、審査の結果、下記のとおり交付しないことに決定したので、所沢市環境にやさしい農業推進事業費補助金交付要綱第５条第３項の規定により通知します。

記

不交付の理由